

第 9 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和3年12月15日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 9 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和3年12月15日（水曜日）

午前10時3分開議

午前11時11分閉会

委員 松野 明 美

委員 島田 稔

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和3年度熊本県一般会計補正予算（第14号）

議案第7号 熊本県防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 当せん金付証券の発売について

議案第17号 和解及び損害賠償額の決定について

議案第19号 指定管理者の指定について

議案第34号 令和3年度熊本県一般会計補正予算（第15号）

請第34号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①TSMCの進出に伴う空港アクセス鉄道路線の追加検討について

②球磨川水系に係る河川整備基本方針及び河川整備計画等について

説明のため出席した者

知事公室

公室長 小 牧 裕 明

政策審議監 倉 光 麻里子

危機管理監 岡 村 郷 司

政策調整監 天 野 誠 史

秘書グループ課長 野 中 眞 治

広報グループ課長 櫛 本 麻 理

くまモングループ課長 浦 田 美 紀

危機管理防災課長 柴 田 英 伸

総務部

部 長 白 石 伸 一

理事兼県央広域本部長

兼市町村・税務局長 村 上 徹

政策審議監 千 田 真 寿

総務私学局長 緒 方 克 治

首席審議員兼人事課長 城 内 智 昭

首席審議員兼財政課長 梅 川 日出樹

県政情報文書課長 鎌 本 亮 太

総務厚生課長 中 川 浩 徳

財産経営課長 永 松 浩 史

私学振興課長 橋 本 誠 也

市町村課長

兼県央広域本部総務部長 坂 野 定 則

消防保安課長 佐 崎 一 晴

税務課長 久保田 健 二

企画振興部

部 長 高 橋 太 朗

理 事

（球磨川流域復興担当）

兼球磨川流域復興局長 水 谷 孝 司

政策審議監

兼地域・文化振興局長 厚 地 昭 仁

出席委員（7人）

委員 長 緒 方 勇 二

副委員 長 西 山 宗 孝

委 員 岩 下 栄 一

委 員 溝 口 幸 治

委 員 高 野 洋 介

交通政策・情報局長 小金丸 健
 土木技術審議監 亀崎 直隆
 情報政策審議監 島田 政次
 企画課長 津川 知博
 統計調査課長 馬場 一也
 首席審議員
 兼地域振興課長
 兼県央広域本部振興部長 小川 剛史
 文化企画・
 世界遺産推進課長 沖 圭一郎
 交通政策課長 清田 克弘
 情報政策課長 臼井 洋介
 政策監 福原 彰宏
 政策監 有働 人志

出納局
 会計管理者兼出納局長 手島 和生
 首席審議員兼会計課長 永江 昌二
 管理調達課長 枝國 智一

人事委員会事務局
 局長 青木 政俊
 公務員課長 工藤 真裕

監査委員事務局
 局長 西浦 一義
 首席審議員兼監査監 伊津野 裕昭
 監査監 松岡 貴弘
 監査監 守屋 芳裕

議会事務局
 局長 手島 伸介
 次長兼総務課長 横尾 徹也
 議事課長 村田 竜二
 政務調査課長 板橋 麻里

事務局職員出席者
 議事課課長補佐 松本 淳一
 政務調査課主幹 西村 哲治

午前10時3分開議

○緒方勇二委員長 それでは、ただいまから第9回総務常任委員会を開会いたします。

なお、今回の委員会から、インターネット

中継が行われます。委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま、簡潔にお願いします。

初めに、総務部長から総括説明をお願いいたします。

白石総務部長。

○白石総務部長 今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、令和3年度11月補正予算につきましては、冒頭提案分といたしまして、新型コロナウイルス感染症や令和3年8月の大雨等への対応等に必要な予算、46億円余を計上しております。

これに、12月13日に追加提案いたしました国の経済対策を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応等に係る予算、43億円余を合わせますと、90億円余の増額補正となります。補正後の予算規模は9,960億円余となります。

このほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案、御報告を申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、予算の詳細な内容及び条例等議案につきましては、各課長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御願申し上げます。

○緒方勇二委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いします。

議案第1号、11月補正予算の概要を御説明します。

主な内容は、(1)新型コロナウイルス感染症への対応として、20億9,400万円を計上しております。

主な事業は、公共交通応援事業3億8,800万円、新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業3億3,000万円、公立大学法人支援事業3億300万円でございます。

次に、(2)令和3年8月の大雨等への対応として、15億100万円を計上しております。

主な事業は、団体営農地等災害復旧事業費4億4,400万円、単県道路災害復旧事業3億5,000万円、災害関連緊急地すべり対策事業費3億4,100万円でございます。

次に、(3)令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興として5,800万円を計上しております。

田んぼダム実証実験事業3,700万円、球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業2,100万円でございます。

次に、下段が12月13日に追加提案したもので、議案第15号になります。

内容は、(1)新型コロナウイルス感染症への対応として、感染症医療・検査等体制整備事業33億7,600万円を計上しております。

次に、(2)その他として、10億1,000万円を計上しております。

企業誘致環境整備事業5億4,800万円、鳥インフルエンザ防疫強化対策事業4億2,600万円、阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業3,700万円でございます。

2ページをお願いします。

11月補正予算の冒頭提案分と追加提案分の合計は90億5,700万円となり、補正後の予算規模は9,960億5,100万円となります。

参考1として、感染症対応に係る予算の累計額を、参考2として、令和2年7月豪雨災

害対応に係る予算の累計額を記載しております。

3ページをお願いいたします。

3ページと4ページが歳入予算の内訳でございます。

主に、4ページの9、国庫支出金や15、県債などを活用しておりますほか、所要の一般財源につきましては、13、繰越金を活用しております。

また、5ページと6ページが歳出予算の内訳でございます。

一番右の補正額の説明欄に主な事業を記載しております。

11月補正予算の概要については以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○緒方勇二委員長 次に、付託議案等について、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

○野中秘書グループ課長 秘書グループでございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

上段を御覧ください。

一般管理費につきまして、39万円余の増額をお願いしております。

これは、来年4月に予定しております熊本地震犠牲者追悼式の開催準備のため、1月から任用する会計年度任用職員の報酬でございます。

続きまして、下段を御覧ください。

債務負担行為の追加でございます。

こちら、来年4月に予定しております熊本地震犠牲者追悼式の開催業務を委託する費用として、限度額436万円余を設定するものでございます。

秘書グループは以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○櫛本広報グループ課長 広報グループでございます。

お手元説明資料の9ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の広報関係業務につきまして、3,873万円余を限度額といたしまして債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、県政テレビ及び広報誌の制作業務などの委託につきまして、新年度当初から実施する必要がございますため、設定をお願いするものです。

また、下段をお願いいたします。

首都圏広報業務につきましては、1,006万円余を限度額といたしまして債務負担行為を設定するもので、これは、マスコミ業界に通じたPR会社を活用いたしまして、首都圏向けに効果的な広報を行うための業務に関して、新年度当初から実施する必要がございますため、設定をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

資料9ページの下半分を御覧ください。

債務負担行為の追加を2件お願いしております。

上段のくまモン利用許諾審査業務は、くまモンのイラストの利用許諾事務を委託する費用として、限度額2,355万円余を設定するものです。

下段のくまモン隊管理運営事業は、くまモン隊の管理運営を委託する費用として、限度額1億8,668万円余を設定するものです。

これらの債務負担行為の設定により、新年度初めに依頼される方にスムーズに利用していただけるようにするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料の10ページをお願いします。

繰越明許費の設定について御説明いたします。

総務費の防災費、防災総務費の防災センター整備事業について、2億6,792万円余の繰越明許費を設定するものでございます。

防災情報通信設備工事におきまして、データ通信サーバーなどの半導体を使用した機器について、世界的な半導体不足により年度内の納入が難しくなったため、繰越しを行うものでございます。

なお、5月頃の納入を予定しており、また、据付け時期までには余裕があるため、工期への影響はない見通しでございます。

危機管理防災課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○城内人事課長 人事課でございます。

説明資料12ページをお願いいたします。

まず、上段、一般管理費でございますが、時間外勤務手当等につきまして、5億1,100万円余の増額をお願いしております。

これは、年度途中の災害など、特別な事情で時間外勤務が必要となった際に備え、時間外勤務手当等の一部を毎年度一括して人事課において当初予算で計上しているものですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う業務量の増大などに伴い、当初予算額では不足を生じることから、増額補正をお願いするものでございます。

なお、先日、南関町で発生いたしました鳥インフルエンザ対応のため、延べ約1,600人の職員を動員したことに伴い、時間外勤務手当を支給する必要が生じておりますが、まずは今回の補正額で対応し、今後、令和4年3月末までの時間外勤務手当予算が不足する場合には、改めて2月補正で増額をお願いする

こととしたいと思います。

次に、ページ中段、債務負担行為の追加でございます。

1段目は、令和4年4月1日からの新規採用職員等の初任者研修で使用するバス等の借り上げにつきまして、年度内に契約等の手続を終える必要があることから、限度額200万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

次に、下段、秘書業務の委託でございます。

現在、両副知事、各部長等の秘書事務を行うために、平成31年度から3年契約で秘書10名を配置しております。来年度以降も引き続き秘書事務を委託するに当たり、今年度中に委託業者の選定や契約手続を完了させる必要がありますので、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

設定期間は、令和4年度から6年度までの3年間、限度額は1億4,500万円余としております。

人事課は以上でございます。

○鯨本県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

大学費につきまして、3億200万円余の増額をお願いしております。

これは、熊本県立大学における新型コロナウイルス感染防止と学修機会の確保の両立を図ることを目的として、デジタル環境の整備を推進するための交付金でございます。

国の地方創生臨時交付金を活用して、各教室へ映像機材等を導入し、対面授業をそのまま遠隔授業として配信したり、学内にWi-Fiの機器を増設し、学内どこでもオンライン接続を可能にするなどにより、密を回避しながら学修機会の確保を図ることとしております。

県政情報文書課は以上でございます。

○永松財産経営課長 財産経営課でございます。

14ページをお願いします。

繰越明許費の設定をお願いしております。

まず、上段の財産管理費としまして、14億6,100万円余の繰越しを計上しております。

これは、県庁舎の給排水等の設備更新や菊池総合庁舎の空調設備改修など、施設を使用しながらの工事であり、スケジュール調整に不測の時間を要したことや、県央広域本部防災センター合築庁舎新築工事において、当初予定していなかった巨石の撤去などに不測の時間を要したことなどにより、繰越設定をお願いするものでございます。

次に、下段の総務施設災害復旧費としまして、19億5,000万円余の繰越しを計上しております。

これは、合築庁舎に係る県央広域本部の災害復旧事業であり、繰越理由はさきに御説明したとおりでございます。

財産経営課は以上でございます。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

同じく、資料の14ページ下段をお願いいたします。

債務負担行為の追加でございますが、熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、グローバル人材を育成するため、海外進学を目指す中高生を対象に、英語力向上などの講座等を実施するものでございます。

4月から切れ目なく継続して生徒の支援を行うため、今年度内に委託契約を締結する必要があることから、1,100万円余を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。

私学振興課は以上でございます。

○坂野市町村課長 市町村課でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

資料上段の補正予算でございますが、自治振興費につきまして、2,140万円余の補正をお願いするものでございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

マイナンバーカード取得促進事業として、市町村と連携をして大規模事業所等を出張訪問し、従業員等のマイナンバーカードの申請を受け付けるものでございます。

なお、マイナンバーカードの普及拡大は、新型コロナワクチンの接種証明の利用に進むものとなるため、財源には全額国の新型コロナ臨時交付金の活用を予定しているところでございます。

次に、資料下段の債務負担行為の欄をお願いいたします。

このマイナンバーカード取得促進事業は、令和4年度においても、年度当初から引き続き実施することとしております。このため、令和4年度の経費として7,289万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

市町村課の説明は以上でございます。

○佐崎消防保安課長 消防保安課でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

消防指導費で6,297万円余の繰越明許費の設定をお願いしております。

これは、消防学校教育訓練機能強化事業として、耐震強度不足の訓練塔の建て替えのための基本設計及び実施設計を行うものですが、訓練塔建物の基本設計におきまして、新しい訓練塔での訓練内容の検討を各消防本部の意見を聞きながら進めてきましたが、新型コロナ感染拡大の影響で各消防本部との検討調整に時間がかかり、基本設計に時間を要しております。

また、ほかにも、訓練塔において、はしご車等の車両訓練のための訓練棟周辺の整備に

係る実施設計を行うこととしておりますが、基本設計を踏まえ行う必要があり、これらの実施設計の年度内完了が困難であることから、今回、繰越設定をお願いするものです。

消防保安課の説明は以上でございます。

○久保田税務課長 税務課でございます。

資料17ページをお願いいたします。

上の表の1段目を御覧ください。

税務総務費で160万円余を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

軽油引取税の特別徴収義務者に対し、前年度に期限内に納入された軽油引取税の2.5%を交付しております。令和2年度の軽油引取税の期限内の納入実績が当初の見込みを上回ったことから、交付金の増額をお願いするものでございます。

2段目を御覧ください。

賦課徴収費で6,800万円余を計上しております。

右側説明欄に記載のとおり、県税窓口における新型コロナウイルス感染症防止対策として、国の交付金を活用し、県税窓口セルフレジを導入するための経費でございます。

続いて、同じページの下の表を御覧ください。

債務負担行為の設定でございます。

ふるさとくまもと応援寄附金関係業務について、令和4年度から6年度までの3か年間、1億7,550万円を限度として債務負担行為の設定をお願いするものです。

ふるさとくまもと応援寄附金、いわゆるふるさと納税関係の業務のうち、感謝の品、返礼品の手配、発送等につきまして、外部委託を行っておりまして、事業の継続性の観点から、3年間の委託契約を締結しております。

平成31年度から今年度までの現在の委託期間が終了することから、新年度当初から業務が実施できるよう、年度内に契約を締結する

必要がございます。

また、今回、新たに寄附受入額が増加した場合に、その増加分に連動して委託料を上積みする成果連動型の仕組みを取り入れ、魅力ある返礼品の開発や効果的なPRなど、事業者の自発的な取組を促し、寄附金額の増収を目指すこととしております。

プロポーザル方式により業者を選定することにより、契約締結までの日数を要することから、今回提案させていただくものでございます。

税務課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○小川地域振興課長 地域振興課でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

万日山緑地公園管理運営業務に係る債務負担行為の追加についてです。

令和4年度から令和8年度までの5か年の指定管理委託料としまして、限度額8,000万円余を設定するものでございます。

なお、指定管理者の選定につきましては、後ほど条例等議案で詳細を御説明させていただきます。

続きまして、繰越明許費でございます。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業でございますが、水俣市が行う生態系に配慮した渚造成整備事業におきまして、鋼矢板などの資材の入手困難により工事が遅れ、年度内の事業完了が困難となったため、1億1,700万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○清田交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の20ページをお願いいたします。

計画調査費で4億4,000万円余の増額をお

願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

まず、交通整備促進費のコロナ対策分、公共交通応援事業といたしまして、運行維持に取り組む交通事業者への支援に要する経費、3億8,700万円余をお願いしております。

また、空港整備促進費の空港防護センサー賠償及びゲート改修事業といたしまして、阿蘇くまもと空港の防護センサー復旧費用の賠償に要する経費及び熊本県小型機総合航空基地のゲート改修に要する経費、5,200万円余をお願いしております。

賠償については、後ほど、議案、和解及び損害賠償額の決定について御説明いたしますが、あわせて、抜本的防止策として、新たなゲートへの改修工事に要する経費をお願いするものです。

続きまして、次の下の表をお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

地震対応分、南阿蘇鉄道災害復旧支援事業の3億1,700万円余でございますが、被災橋梁撤去における工法の変更等で不測の日数を要したことに伴い、後続する新橋桁の架設等の着手が遅れ、本年度内の完了が困難となったため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、資料の22ページをお願いいたします。

追加提案分でございます。

空港整備促進費の地震対応分、阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業といたしまして、追加の調査検討に要する経費、3,600万円余をお願いしております。詳細は、後ほどその他報告事項で御説明いたします。

次の23ページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

ただいま御説明いたしました阿蘇くまもと空港アクセス整備調査検討事業の3,600万円余でございますが、今年度内の完了が困難で

あるため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

交通政策課は以上でございます。

○臼井情報政策課長 情報政策課でございます。

2ページお戻りいただいて、説明資料21ページをお願いします。

債務負担行為の設定でございますが、熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業として、限度額1億4,000万円余の設定をお願いしております。

これは、本庁と地域振興局等を結ぶ熊本県総合行政ネットワーク等の管理運営に係る令和4年度の業務委託につきまして、令和4年4月1日から委託するために、本年度内に契約事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○枝國管理調達課長 管理調達課でございます。

2枚おめくりいただきまして、資料の25ページをお願いいたします。

債務負担行為のうち、25ページと26ページの事項欄に記載の給食業務など4業務については、全庁的に共通なものとして当課で取りまとめ、一括して御説明申し上げます。

今回は、令和4年度当初から業務を実施するため、年度末までの契約を行っておくことが必要なもののうち、契約事務に相当な期間を要するものについて、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

まず、債務負担行為の追加ですが、給食業務でございます。

学校や施設の当該業務について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

限度額は、2億4,400万円余をお願いしております。

続きまして、下の欄を御覧ください。

ここからは変更分でございます。

まず、県有施設等管理業務でございますが、県庁舎や県内各地域の総合庁舎等の清掃や警備など、施設の維持管理等の業務について、新たに債務負担行為の設定が必要でございます。

変更後の限度額は、57億3,900万円余でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

情報処理関連業務でございます。

これは、電子入札や防災情報ネットワークなどのシステムの運営、管理等に係る業務について、新たな設定が必要なものでございます。

変更後の限度額は、14億9,900万円余でお願いしております。

最後に、下の段の事務機器賃借でございます。

パソコンをはじめ、電子機器や電話設備のリースなどに係る債務負担行為の設定が必要でございます。

変更後の限度額は、25億1,900万円余をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料の27ページをお願いします。

議案第7号、熊本県防災会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

内容につきましては、説明資料28ページの熊本県防災会議条例の一部を改正する条例(案)の概要について説明させていただきます。

説明資料の28ページをお願いします。

まず、条例改正の趣旨ですが、男女の違い

や要配慮者等に配慮した避難所の運営などの災害対策の推進に向け、様々な分野の委員を登用し、多様な視点からの議論を活性化するために、熊本県防災会議の委員定数を増員するものでございます。

次に、改正内容でございますが、委員の定数を36人から58人に改めます。

施行期日は、公布の日からとしています。

危機管理防災課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○城内人事課長 人事課でございます。

説明資料29ページをお願いいたします。

第8号議案、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

資料おめくりいただき、31ページの条例(案)の概要で説明をさせていただきます。

まず、1、条例改正の趣旨でございますが、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたこと等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)は、今回、市町村の長との協議が調ったアからウの事務について、市町村への権限移譲を行うものでございます。

まず、アは、国有財産法に基づく事務のうち、市町管理漁港の漁港区域内における農林水産大臣の所管に属する国有財産に係る用途廃止及び境界確定等に関する事務について、新たに八代市に移譲するものでございます。

次に、イは、火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の譲渡または譲受けの許可等に関する事務について、阿蘇市を含む計7市町村に移譲するものでございます。

さらに、ウは、老人福祉法に基づく事務のうち、介護保険法の規定による第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る届出の受理に関する事務が法改正で創設され、当該事務を八代市を含む3市町に移譲するものでござい

ます。

次に、(2)は、大気汚染防止法の改正により、条例に引用している法の条項にずれが生じるため、規定の整理を行うものでございます。

3の施行期日でございますが、(1)については、令和4年4月1日から、(2)については、公布の日からとしております。

人事課は以上です。よろしくお願いいたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

資料32ページをお願いいたします。

議案第9号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

48ページの条例(案)の概要で説明をさせていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨ですが、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、手数料の規定を整備するものでございます。

次に、2の主な改正内容でございます。

1で御説明した2つの法律の改正に伴うものでございます。

まず、銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴うものですが、近年、クロスボウを使用した凶悪事件が発生していることを背景に、その所持に係る新たな許可制度が創設されます。そのため、所持に係る許可申請や講習会の受講に関して、手数料を設定するものでございます。

次に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正です。

多世代にわたり良質な住宅が引き継がれる住宅循環システムの普及、定着を図り、脱炭素社会の実現にも貢献していくため、長期優良住宅の認定制度に関し、認定対象の拡大、認定手続の合理化、頻発する豪雨災害等への対応を図るための見直しが行われることに伴

いまして、認定申請等に対する手数料を見直すとともに、新たに設けられました容積率の特例許可申請に係る手数料を設定するものでございます。

次に、3の施行期日でございます。

49ページをお願いいたします。

それぞれ改正法の施行日に合わせまして、令和4年2月20日、令和4年3月15日としております。

最後に、4のその他ですが、施行期日前の申請に対する手数料は、改正前の額とする所要の経過措置を定めるほか、今回の手数料条例の改正に合わせて、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理するものでございます。

続きまして、資料の50ページをお願いいたします。

議案第16号、当せん金付証券の発売についてでございます。

これは、いわゆる宝くじにつきまして、令和4年度の県の宝くじ発売額の範囲を決定するものでございます。

当せん金付証券法の規定に基づきまして、総務大臣へ発売許可を申請するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

発売総額につきましては、今年度と同様に、110億円以内としております。

財政課は以上でございます。

○清田交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の51ページをお願いいたします。

議案第17号、和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

52ページの概要を御覧ください。

当該事案は、令和2年1月27日に、熊本県小型機総合航空基地に設置しているゲートが強風により転倒し、隣接する阿蘇くまもと空港の立入禁止フェンスに衝突した結果、フェンスに設置されていたセンサーシステムを破損させたものでございます。

過失割合は、県が100%、損失額及び賠償額は454万3,000円となっており、これについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、相手方の熊本国際空港株式会社との和解及び損害賠償額の決定をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小川地域振興課長 地域振興課でございます。

資料の53ページをお願いいたします。

議案第19号、指定管理者の指定についてでございます。

施設の名称は、万日山緑地公園で、施設管理者の名称は、地元の3者で構成されるSFT共同企業体でございます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年でございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

万日山緑地公園につきましては、今年度末をもって現行の指定管理委託期間が満了しますため、資料の1の選定の経緯のとおり、指定管理候補者の選定手続を進めてまいりました。

指定管理候補者選考委員会による審査結果等につきましては、3に記載のとおりとなっております。

続きまして、55ページをお願いいたします。

4番の選定理由でございますが、このSFT共同企業体の提案内容につきましては、指定管理で求める施設の維持管理及び運営管理の内容を満たしており、サービスの向上を図るための具体的手法を有していること等を評価いたしました。

提案価格につきましては、令和4年度からの5か年で、合計で7,832万円でございます。

以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思ひます。

質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願ひします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

あわせて、繰り返しになりますが、発言者の方は、マイクに少し近づいて、はっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○島田稔委員 財政課です。1ページに書いてありますが、今回、11月30日の議会初日に14号として46億の増額補正と、それから、今回、13日に追加で43億ということなんです。これは、国の経済対策の関係で当初から出せなかったということで理解していいですか。

○梅川財政課長 財政課でございます。

島田委員御指摘のとおり、国の経済対策に伴いまして、ワクチン・検査パッケージ制度など新たな取組が盛り込まれておりますため、それに伴う予算、それから、関連して鳥インフルエンザなど緊急に予算措置を必要とするものにつきまして、12月13日に追加提案をさせていただいたものでございます。

以上です。

○島田稔委員 分かりました。ありがとうございました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○岩下栄一委員 私学振興課ですけれども、時習館チャレンジ推進事業ですが、人材を幅広く集めるという意味で、藩校時習館がそういう精神の下に設置をされておったという歴史を踏まえて、蒲島知事が特に主張されたんだと思ひますけれども、あれからもう7年か8年かたって、実績というか、目立った実績的なものがあるかないかは知らないけれども、その辺りを説明願ひします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

時習館構想の主な事業としまして、先ほど債務負担行為設定をお願いしました海外チャレンジ推進事業というものがございます。

これにつきましては、この講座を受けた者が、25年度から今年度までで688人受講しております。その中でも、特に海外の大学の進学を目指すコース、こちらには246人が受講しております。

海外の大学に実際このチャレンジ塾から進学した者につきましては、36名今進学をしております。また、高校生のうちに海外に約1年間長期で留学している者、これが21名出ております。海外の大学進学者の中には、世界のトップの50位に入るような大学に進学した者も、今のところ8名ほどおります。

そういうことで、着実にグローバル人材の育成というものは進んできているというふうに思っております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 非常に成果が上がっているということで理解したいと思ひます。

ありがとうございました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はございませんか。

○高野洋介委員 まずは、人事課の12ページ

からお尋ねいたしますが、残業で、保留分で5億1,000万円余が計上されていますが、これは何月分と何月分ぐらいの——保留ということは、まだ支払うべき残業代が支払われていないから、待っててもらっているから、今回の議会で5億計上して払うということでしょうか。

○城内人事課長 ここは、予算のといいますか、名称といいますか、そういうことでつけている分です。もともと当初予算でつける分がどういう趣旨のものかということで保留分という扱いにしているということでございます。

ですので、今回追加提案をお願いしている分は、今後、各所属のほうに来年4月までの見込みを計上して、それを積み上げた分で不足が見込まれる額を計上しているということでございます。

○高野洋介委員 分かりました。

多分、新型コロナの関係と災害分で、恐らく月80時間とか100時間超えている職員が何名いるのか分かりませんが、今の範囲で、11月までに月100時間超えている職員というのは何人ぐらいいらっしゃいますか。

○城内人事課長 現状ありますのが、申請ベースで、実績のデータというのは確定データにはならないんですが、本年度で申し上げますと、4月から11月までのトータルで80時間を超えたという職員が延べ597名、それから、100時間を超えたという職員が244名、4月から11月までの合計でそういう数字となっております。

参考までに申し上げますと、昨年度は、今年が597名である80時間以上、この数字が11月までの段階で1,143名、それから、100時間を超えたというのが、今年が244名ですけれども、昨年度は613名ということですので、

昨年度に比べればかなり、長時間、時間が押している職員については減少しているというふうな形になっております。

○高野洋介委員 若干改善しているというふうな表現をされていますが、それでも私は多いと思っています。働き方改革というような中で、100時間超えているのが200人を超えているというのは、少し異常なところだと思います。

で、ずっと前から言っていますが、これは構造的な問題があると思うんですね。仕事量と人員のバランスが非常に私取れてないと思っています。

これから、本当に県庁で頑張ろうという、今の学生の子たちがこの数字を見たときに、本当に魅力ある職場なのかといったときに、私はそうじゃないと思っています。今から、県は、今でもブライト企業だとか何とか企業だとか認定されますが、その前に、県庁の組織内がこういう状態なら、人様に認定する資格はあるのかなというふうに思っているんですね。

だから、そこをもう一回考え直して、人員のきちんとした割り振りを出して、少しでも下げていく努力を、されていますが、より努力をして、人を入れるなら入れるということを考えていかなければ私いけないと思っていますので、これからまたいろんな機会を踏まえてちょっと発言をさせていただきますので、今後、また、新型コロナウイルス、災害、また通常分、いろいろあると思います、分析すればですね。だから、そこをちょっと事細かくお尋ねさせていただきますので、その資料等をしっかりとそろえてもらうようお願いをいたします。要望がいいです。

続けて、いいですか。

いわゆる宝くじの話ですけれども、110億円ということなんですけれども、毎年毎年

110億円かその前後ぐらいで多分議会で議決しているんですけども、過去5年間ぐらいの売上げのほうを少し教えていただければ助かりますけれども。

○梅川財政課長 財政課でございます。

宝くじの発売額についてでございます。

過去5年ということでございましたので、ちょっと数字を御説明させていただきますと、5年前、平成28年度は熊本地震の年でございます。熊本地震の影響を受けまして、熊本地震被災地支援分ということで国のほうから追加の熊本地震の支援の発売がございました関係で、平成28年度は146億円の売上げとなっております。それ以降、平成29年度が76億円、30年度が77億円、令和元年度が76億円、令和2年度が72億円という状況でございます。

今申し上げました数字は、熊本市を除くいわゆる県分の発売額でございます。熊本市が平成24年度に政令指定都市に移行しました関係で、県分と熊本市分を分けて捉えております。今申し上げた発売額は、熊本市を除く県分の発売額でございます。

以上です。

○高野洋介委員 この売上げで増減がありますが、これに対しての県政への影響というのはどういった影響がありますか。

○梅川財政課長 財政課でございます。

宝くじの収益金につきましては、発売団体に帰属するということになっております。発売額から販売経費や当せん金などを差し引きまして、おおよそ約4割が発売団体に帰ってくるということでございます。ですから、売上げに応じて、その約4割が熊本県の歳入として見込まれることとなりますので、売上げの増減は県の収入の増減に直結しているというふうに認識しております。

以上です。

○高野洋介委員 と思っています。で、今私が一番ちょっと問題視しているのが、今インターネットとかで買えるじゃないですか。インターネットで買えるということは、その売上げはどこの自治体に入るのかなというふうに思っているんですよ。そこをちょっと教えてもらえますか。

○梅川財政課長 財政課でございます。

今委員御指摘のように、令和2年度からインターネット専用くじも発売されておまして、売上げ向上のためにインターネットでの販売も今行われております。

令和2年度からは、インターネットで購入すると、宝くじポイントというのが付与される仕組みも始まっておまして、委員御指摘のように、インターネットで購入される方が増えているという状況でございます。

宝くじ、これは、すみません、ちょっと手元に詳細な資料を今日持ってきておりませんが、インターネットで購入される場合も、その購入された方の所在する都道府県で算定されているものというふうに考えております。

以上です。

○高野洋介委員 なら、安心いたしました。

なかなか私も当たらないものですから、やきもきしていますけれども、ぜひいろんな形で広報をして、少しでも自治体に収入があるような形で広報のほうをお願いしたいと思っております。

以上です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松野明美委員 先ほどの高野委員の前半の残業のことでちょっと気になったことがあつ

たので。

今回の南関町であった鳥インフルエンザ関係の職員の残業というか、その辺りの様子を聞かせていただければと思います。

○城内人事課長 今回の防疫作業への動員というのが、要は時間帯を決めて、クールクルごとに送り出していくという形を取っております。

基本的に、例えば県庁に集合して県庁に戻るまでが勤務時間というふうな扱いでございますので、一応通常の8時間勤務にしても、かなりオーバーする時間が出てくると。そのシフト以外の分について、時間外勤務手当が発生するというような流れになります。

夜を超えるような場合もございますので、そうすると、なかなか1日の勤務時間で割り振れない部分もあるということで、そういった方にはかなりの時間外勤務手当を支給するような形になってくるということでございます。

○松野明美委員 対応がとても早かったと思うんですが、その分、職員の方から、夜中の2時ぐらいにちょっと呼ばれたというようなそういうお声も聞いたので、ちょっと心配になりました。お聞きしたところですか。分かりました。

○城内人事課長 一応送り出すときにクールクルで決めてというお話をいたしましたけれども、今回、発生が予測される段階から、あらかじめ名簿といいますか、各課の動員人数と順番あたりというのをあらかじめ割り振っておりましたので、突然夜中に電話がかかってきて呼び出されるというような形はなかったというふうに存じております。あらかじめ自分はこの時間に集合しなければいけないという形を、しっかり職員は認識した上で対応していると。そこは大丈夫ということで

す。

○松野明美委員 じゃあ、突然ではなかったんですね。だから、突然のような感じで言われたのでちょっと心配になったんですけども、だったら2時というのは分かっていたというところで理解して……

○城内人事課長 あらかじめその時間に集合してくれということで周知しておつた。

○松野明美委員 分かりました。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑ございませんか。

○溝口幸治委員 22ページの交通政策課ですね。

熊本空港整備調査検討事業ということで、後ほど報告事項でも詳しく説明があるのだと思いますし、昨日の高速交通ネットワーク整備推進特別委員会でも議論がなされたやに聞いていますけれども、TSMCの進出に伴ってもう一度再検討していくという鉄道アクセスの話と、もう一つは、あの辺が今でも渋滞をしているという交通渋滞の話とあるんですが、今回のこの調査費では、この鉄道アクセスだけでもしょうけれども、全体のその交通渋滞をどう解消するかという話とこの鉄道アクセスも当然リンクをしてくるんだと思いますけれども、その辺の考え方というか、整理の仕方あるいは全体的な交通渋滞解消の計画の一環としてこの鉄道アクセスも一緒に考えていくべきものだと思いますけれども、その辺りどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○清田交通政策課長 交通政策課でございます。

委員のほうから、今回の追加調査と渋滞と

の関係についてというお尋ねですが、御指摘のとおり、既存の現状でも、セミコンテクノパーク周辺、非常に混雑がひどいというお話を聞いておまして、その中で、今回、さらにTSMCさんの進出で1,500人の雇用、8,000億の投資という、非常に大きなインパクトがあると。

この人の流れ、物の流れに関して、アクセス鉄道がどういう影響を及ぼすのかあるいはほかのルートで考えた場合にどういう影響があるのかというのを総合的に考えていこうということで調査を予定しております。

なお、御指摘の中にありました渋滞対策につきましては、県庁の中にプロジェクトチームがつくられておまして、その中で渋滞と人材確保というのはもう既に大きなテーマになっておりますので、そういうのと一緒に関係しながら調査を進めていきたいというふうに考えております。

○溝口幸治委員 分かりました。

すぐすぐ結論が出ることじゃないと思いますけれども、スピード感を持って議論してほしいと思います。

それから、このアクセス鉄道の駅ですけれども、何というかな、どの駅を選択するかみたいな議論に何となく県民の中ではなりがちなんですが、県民総合運動公園の利活用もずっと念頭にあったわけなので、その辺りも踏まえて、TSMCの進出によってもっと大きな絵が描けるんじゃないかと。どこが一番効率的かというのも大事だけれども、そもそも県として課題があって解決したかったこの県民総合運動公園の利活用も含めて、何か大きな絵はやっぱり示すというか、夢を示すというか、そこも大事じゃないかなと思いますので、これはもう要望ですけれども、その辺も忘れずにしっかり検討してほしいと思います。要望で結構です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○島田稔委員 人事課ですけれども、12ページ。

5億2,000万近い金額なんですけれども、これは、新型コロナ対応、それから災害対応分ということの説明を受けたところです。

今回、南関町で鳥インフルが発生した。荒尾市の建設業協会からファクス頂いたんですが、今もなお——荒尾市と南関町は隣同士なので、厩舎関係にトラックとか何か入る場合は、必ずそこで消毒をします。したがって、24時間態勢で、3つのブロックに分けて3人の従業員を出しとると、各社。交代でやっとなんですけど、1日で延べ9人ですか、チェックをして、消毒をして、今日現在もやっとなそうなんですけれども、そういった部分の人員費はこれには入ってないんですかね。ちょっとすみません、お聞きします。

○城内人事課長 当課で計上しております分は、あくまでも県職員に関する分でございます。お話になったような案件については、恐らく農林水産部のほうで検討されているというか、措置してあるのかなというふうに考えます。

○島田稔委員 了解です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第7号から第9号まで、第16号、第17号、第19号及び第34号に対して、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第34号を議題といたします。

請第34号について、執行部からの状況の説明をお願いします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

付託請願について御説明いたします。

請第34号としまして、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきどどいた教育を求める私学助成請願が提出されております。提出者は、熊本私学助成をすすめる会です。

請願事項は3項目ありますので、それぞれの項目の現状や県の取組について御説明いたします。

まず1点目は、国の就学支援金制度拡充に乗じて削減された県単独予算を復活させ、熊本県における学費補助制度を拡充することを求めるものです。

国の就学支援金制度において、令和2年度から、年収590万円未満世帯に対する支援の上限額が大きく引き上げられたことに伴い、県単独予算で実施していた授業料減免分が重複することになりました。

この分につきましては、同じく令和2年度から開始した高等学校専攻科生徒への就学支援制度に活用しているほか、家計急変世帯の生徒に対する授業料減免の基準額の引上げも実施し、全て私学のための予算に充当しております。

2点目は、令和2年7月熊本南部豪雨、新型コロナウイルス感染症による家計急変家庭への補助制度を拡充することを求めるものです。

新型コロナウイルス感染症に係る家計急変世帯への支援については、従来からある私立高等学校授業料等減免補助や奨学のための給付金で既に対応しており、令和2年7月豪雨分につきましては、被災生徒授業料等減免補助により、授業料、施設整備費等について、学校が減免を行った額を県が補助しております。

3点目は、授業料等減免制度における学校負担分20%を撤廃し、県の直接事業とすることを求めるものです。

授業料等減免補助の割合につきましては、県と学校が協力して支援に取り組むとの趣旨で学校の御理解をいただき、事業を継続しているものでございます。

説明は以上です。

○緒方勇二委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第34号について、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第34号を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 御異議なしと認めます。よって、請第34号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮

りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申出が2件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○清田交通政策課長 交通政策課です。

T SMCの進出に伴う空港アクセス鉄道路線の追加検討について御報告させていただきます。

恐れ入りますが、右上に報告資料①と記載の資料をお願いいたします。

資料のページの上半分は概略位置図としております。J R豊肥本線、阿蘇くまもと空港、セミコンテクノパークの位置関係を示しております。

このうち、セミコンテクノパークの隣接地に、世界最大半導体企業であるT SMCによる進出が決定いたしました。

今回、この進出決定を踏まえ、これまで三里木ルートを軸に検討を進めている空港アクセス鉄道について、セミコンテクノパークへのアクセス向上、さらには、県内全域の交通ネットワークの利便性向上につながるよう、原水ルート、肥後大津ルートについても調査を実施し、より効率的で効果の高いルートについて、比較検討を行うことといたしました。

空港アクセス鉄道の整備は、熊本地震からの創造的復興の総仕上げとしての取組です。熊本の将来の礎として最大限の効果が発揮できるよう、早期実現に向け、引き続き検討を

進めてまいります。

交通政策課は以上です。

○有働政策監 球磨川流域復興局でございます。

右上に、報告資料②と記載してある資料をお願いいたします。

この報告につきましては、総務常任委員会のほか、建設常任委員会にも報告することとしております。

球磨川水系に係る河川整備基本方針の変更及び河川整備計画の策定状況等についてです。

9月の総務常任委員会において報告しました以降の状況について御報告いたします。

まず、1、河川整備基本方針についてですが、丸の3つ目に記載しておりますとおり、基本方針の変更について、これまで5回の河川整備基本方針検討小委員会と河川分科会が開催されたところです。

箱囲みの検討小委員会の概要を御覧ください。

第3回の委員会では、計画を超える洪水に対応する流域治水の取組や、河川環境と利用及び基本方針の本文(骨子)について審議され、第4回の委員会では、本文案について審議されました。

この委員会で、知事は、第4回のところですが、新たな基本方針に、流域住民の思いや緑の流域治水の理念、人材育成の重要性などがしっかり盛り込んでいただいたこと、また、命と清流の両立を目指し、緑の流域治水を進めていくため、先頭に立って取り組むなどの意見を述べました。

その下の4つ目の丸に記載しておりますとおり、河川分科会では、検討小委員会で審議された基本方針の変更について、適当と認めるとされました。

次のページをお願いします。

2、河川整備計画についてです。

基本方針に沿って、中期的な具体の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けて、現在、国と県において作業を進めているところです。

本年8月に設置した学識者懇談会について、10月に現地視察を行い、一昨日には第2回の懇談会を国と合同で開催いたしました。

箱囲み部分をお願いいたします。

第2回の懇談会の概要ですが、原案に盛り込むべき河川整備の考え方について、意見聴取を行いました。

河川整備については、球磨川本川は、人吉地点で50分の1規模、八代市横石地点で80分の1規模、また、県管理河川は、おおむね30分の1規模の気候変動を考慮した年超過確率の洪水に対応する取組を予定しているところです。

新たな流水型ダムについては、位置、高さ、ダムによる湛水範囲を従来の貯留型ダムと同じとし、ダム形式は、重力式コンクリートダムとすることが提示されました。

また、整備計画の完了により、令和2年7月豪雨と同規模の洪水に対して、人吉市などの区間における越水の防止、中流部における家屋の浸水防止など、流域の浸水被害軽減を図ることとしております。

箱囲み下の3つ目及び4つ目の丸に記載しておりますとおり、今後、関係住民の皆様からも御意見を聴取し、その後、流域首長の御意見を伺い、計画策定を行っていく予定です。

次に、新たな流水型ダムに係る環境アセスメントについて御報告いたします。

昨日、第2回流水型ダム環境保全対策検討委員会が開催されました。

この委員会では、6月に開催された第1回委員会の意見を踏まえ、環境影響評価法の配慮書に相当する環境配慮レポート(案)の説明審議が行われました。

なお、配慮書とは、事業の早期段階におけ

る環境配慮を可能にするため、既存資料を用いて、事業の位置、規模などの検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その結果をまとめた図書になります。

資料には記載しておりませんが、今後、国において、委員会の意見を踏まえてレポート(案)を修正し、環境配慮レポートとして公表の上、関係行政機関、一般及び国土交通、環境大臣の意見聴取が行われる予定です。

それらの御意見を踏まえ、どのような項目について、どのような方法で調査、予測、評価を実施していくのかという、環境影響評価の計画を示した環境影響評価方法レポート、仮称ですけれども、こちらを作成する予定になっております。

今後の進捗につきましては、適宜、総務常任委員会等に御報告させていただきます。

3ページをお願いいたします。

最後に、五木村と相良村の振興について御説明します。

今月7日に、知事と九州地方整備局長が五木村と相良村を訪問し、流水型ダムの諸元を説明するとともに、今後の両村の振興に向けた決意を表明いたしました。

五木村と相良村からは、これまでのダム問題の経緯を踏まえた、また、村の将来を見据えた様々な御意見をいただきました。

いただいた主な御意見については、資料の中段以下にお示ししております。

今後、県としましては、新たな流水型ダムを含む緑の流域治水について、国と連携し、五木村と相良村の皆様にご理解、ご協力いただけるよう丁寧に説明を尽くすとともに、両村の御意見をしっかりと伺いながら、国、県が一体となって両村の振興に全力で取り組んでいきたいと考えております。

球磨川流域復興局の説明は以上です。

○緒方勇二委員長 以上で執行部の報告が終

わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○溝口幸治委員 五木と相良村の振興についてということで、しっかりやっていただきたいと思っています。

で、非常に、五木村を中心に、ナーバスなところで、いわゆる県の情報管理ですね。事前に某新聞に出て、あんなの出たら地元の人もやっぱり嫌ですよ。情報管理、しっかりやりながら出るんだけど、書くほうのセンスもあると思いますけれども、あんなのを先に書いて喜ぶわけないし、今からまとめていこう、二度と再びああいう被害を起こさない、二度と再び五木や相良の人に迷惑をかけない、しっかり寄り添っていこうというときに、ああいう形で出ちゃうと、もう本当村民感情逆なですよ。だから、うまくいくものもいかない。もちろん、マスコミのセンスのなさにも非常に憤りを感じているところですよ。国と県としても、そこをしっかりとすね。国と県としても、情報管理を、特に五木村、相良村のことについては細心の注意を払っていただくように。これは要望で結構です。

○緒方勇二委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他に入りますが、ここで私のほうから1つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、平成27年度から、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

ついては、これまで各委員から提起された

要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果(案)を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、御審議いただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○緒方勇二委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員から何かございませんか。

○松野明美委員 要望でお願いします。

これは、溝口委員は厚生委員会じゃないかとおっしゃったんですが、ちょっとかぶっている部分もあるかなと思ひまして、発言させていただきますが、新型コロナウイルスの感染症の防止対策のことについてなんです、今朝のニュースで長崎県が、長崎県も本県と同じように新規感染者ゼロが連日続いているという中、感染力が非常に高いというオミクロン株が今非常に流行し始めているという中で、今までは、新規感染者、陽性が出た場合、5%から10%しか遺伝子分析ですか、それをしなかったという、遺伝子分析をしないとオミクロン株かどうかは分からないらしいんですよ。私もよく分からなかったんですが、その器具を市町村、自治体によってはどんどんと導入するような動きがあるということが流れていました。その器具の導入を熊本県のほうもどんどんと導入されるような動きをやっていたらなと思います。

このオミクロン、遺伝子分析ができる器具は、何かオミクロン株とかデルタ株とか、そういう株が分かるということなので、そういうこともやっていたらなと思います。これは要望でお願いします。

○緒方勇二委員長 要望でいいですか。

○松野明美委員 はい、要望で大丈夫です。

○緒方勇二委員長 ほかに何かございませんか。——なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第9回総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時11分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長